

令和3年1月22日

金融庁企画市場局総務課 決済・金融サービス仲介法制室 御中

一般社団法人全国銀行協会

令和2年資金決済法改正に係る政令・内閣府令案等に対する意見について

今般、標記改定案（令和2年12月25日公表）に対する意見を別紙のとおり取りまとめましたので、何卒ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以 上

## 資金移動業者に関する内閣府令の一部改正(案)等に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	資金移動業者・内閣府令第1条の2	<p>決済・仲介WG報告書に「『事業者』については、消費者契約法上の定義を踏襲することが考えられる」と記載された趣旨を踏まえれば、府令案第1条の2における「事業」の定義は、消費者契約法第2条における「事業」の定義や消費者庁による消費者契約法逐条解説と同様の解釈という理解でよいか。</p>
2	資金移動業者・内閣府令第4条別紙様式第1号・第4条関係	<p>・滞留資金の為替取引との関連性有無に関する「総合考慮」の恣意性に対する牽制や出資法の預り金規制の徹底、利用者への不測の損害発生防止の観点から、為替取引との関連性を確認する方法については、別紙様式第1号において社内規則等を添付する等、当局の届出の対象となっているという理解でよいか。仮にそうでない場合、届出の対象にすることが必要ではないか。そのうえで、為替取引との関連性の確認方法の脆弱性やリスクに着目して当局によるモニタリング、実態確認を行うべきではないか。</p> <p>・また、実効的なモニタリングおよび必要に応じた規制の在り方の検討の要否の明確化の観点から、決済・仲介WGで貴庁によって示されていた資金移動業者の利用者一人あたりの残高の分布については、継続的に集計の上、これを統計情報として公表してはどうか。</p>
3	改正資金決済法・附則第28条	<p>・決済・仲介WG報告書には、「後者(前述の滞留規制が適用されることを前提としつつ、「高額」送金を取り扱う事業者を含め、資金移動業者による送金サービスは、銀行による送金サービスとは破綻時の履行の確実性等が異なるものであることが利用者に正確に理解され、利用者資金が全額保全される前提で利用されるのであれば、必ずしも銀行と同等の枠組みを整備する必要はない)の指摘の考え方を前提として所要の制度整備を図りつつ、その後の企業間決済における利用実態等を勘案し、必要に応じて追加的な規制の在り方を検討していくことが考えられる。」とあり、第一種資金移動業について、特に利用実態を踏まえた追加的な規制の在り方の検討が明記されている。本法案の附則は、決済・仲介WG報告書の当該記載も含意しているという理解でよいか。</p> <p>・上記理解が正しい場合、決済・仲介WG報告書の内容をより実効的なものとするために、貴庁において、第一種資金移動業の利用実態、及び利用者保護の観点で懸念される事象について定期的に公表する、もしくは、一定期間後に開示するなど、追加的な規制を検討する必要の要否が明確になるようにしてはどうか。</p>

事務ガイドライン(前払式支払手段発行者・資金移動業者関係)の一部改正(案)に対する意見

No.	該当箇所	意見等
1	〔資金移動業者関係〕 Ⅱ-2-2-1-1 主な着眼点	「為替取引に利用する以外の目的での利用者資金の受け入れを誘引する仕組みが講じられている」と自体が出資法の預り金規制に抵触するおそれがあるのであって、「利用者資金残高に利息を付す」行為はあくまでもその一例であるという理解でよいか。
2	〔資金移動業者関係〕 Ⅲ-1 業務実施計画	決済・仲介WG報告書は第一種資金移動業者に対して「高額送金に係る事業の具体的な内容や収支計画、当該事業を適正かつ確実に遂行するための体制整備等を追加的に確認」することを求めている。この点、どの種別の資金移動業であっても、事業開始後三事業年度における資金移動業の種別ごとの収支見込みの提出(府令第6条第十号)が義務付けられているが、第一種業の収支計画における「追加的な確認」については具体的にどのような確認を想定されているか。
3	〔資金移動業者関係〕 Ⅳ-1-1 主な着眼点	「総合考慮」における具体的な確認方法、判断基準、対応方法について規定した社内規則等の妥当性や運用状況、為替取引と関連性が認められなかった場合に業者が講じた措置等について実効性のあるモニタリングが行われるとの理解でよいか。
4	〔資金移動業者関係〕 Ⅴ 第三種資金移動業者に係る監督上の評価項目	業者において分別管理が徹底されない場合には、利用者資金の保全に著しく欠ける恐れがある。この点、分別管理の方法や運用状況については、実効的なモニタリングが行われるとの理解でよいか。
5	〔資金移動業関係〕 Ⅱ-2-5 〔前払式支払手段関係〕 Ⅱ-2-8 口座振替サービス等の他の事業者の提供するサービスとの連携	技術革新の進展により、今後、事業者間の連携は増加し、それぞれに管理態勢が構築されることが予想される。金融庁におかれては、各事業者間の管理態勢を俯瞰の上、適時適切に監督指針を見直すこと等により、あるべき管理態勢について事業者に対してお示し頂き、規制の予見可能性が高まるようお願いしたい。

以上